

<学校感染症について>

学校は、発育期の児童・生徒が集団生活をしており、感染症が発生した場合にはまん延するおそれがあります。表にある感染症にかかったときは、感染予防のために「出席停止」となります（欠席にはなりません）。出席停止のねらいは、該当児童・生徒の休養と早期回復、他の児童・生徒への感染防止です。

医師により許可が出ましたら、「学校感染症による欠席届」を提出して登校してください。

学校感染症と出席停止期間について

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清亜型が H5N1 であるものに限る）、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、新型コロナウイルス感染症（R2. 1. 28～）	治癒するまで （医師の許可があるまで） ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く）	<u>発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日が経ち、かつ、熱が下がった後 2 日（幼児にあたっては、3 日）が経つまで</u>
	百日咳	<u>特有の咳が出なくなるまでまたは 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終わるまで</u>
	麻疹（はしか）	解熱後、3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	<u>耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが出た後 5 日が経ち、かつ、全身症状が良くなるまで</u>
	風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状がなくなって 2 日を経過するまで
	結核	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157 など）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※以下の感染症については医師の許可が出た上で、登校してください。

病名	登校の目安
手足口病	症状が改善し全身状態が良好
溶連菌感染症	治療開始後 24 時間経過し、全身状態が良好
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良好（発疹期には感染力はない）
感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルスなど）	下痢・嘔吐症状が軽減し、全身状態が良好
ヘルパンギーナ	全身状態が良好
マイコプラズマ感染症	症状が改善し全身状態が良好
RS ウイルス感染症	症状が改善し全身状態が良好

学校感染症による欠席届（兼再登校届）

都立品川特別支援学校長 殿

小 ・ 中 ____年__組 氏名_____

下記の疾患について、__月__日に医師の診断を受けました。
このため、__月__日から__月__日まで欠席させていましたが、登校させますので
ご連絡します。

病名：_____

受診した医療機関名：_____

受診した医療機関の電話番号：_____

令和__年__月__日

保護者名_____印

学校記入欄：出席停止期間（欠席日数から除外する期間）
令和__年__月__日（ ）～__月__日（ ）